

○ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（製造所の基準） 第九条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、隔壁の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないことができる。</p> <p>（表略）</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>十四 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。</p> <p>十五〇二十一（略）</p> <p>二十二 電動機及び危険物を取り扱う設備のポンプ、弁、継手等は、火災の予防上支障のない位置に取り付けること。</p> <p>二〇三（略）</p>	<p>（製造所の基準） 第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、総務省令で定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けたときは、この限りでない。</p> <p>（表略）</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入 ガラスとすること。</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>十四 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。</p> <p>十五〇二十一（略）</p> <p>二十二 電動機及び危険物を取り扱う設備のポンプ、弁、接手等は、火災の予防上支障のない位置に取り付けること。</p> <p>二〇三（略）</p>

(屋内貯蔵所の基準)
第十条 (略)

一 (略)

二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下この条において「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること（口）に該当する場合にあつては、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないこと）ができる。

イ 二以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するとき。
ロ 耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたとき。

(表略)

三・三の二 (略)

四 貯蔵倉庫は、地盤面から軒までの高さ（以下「軒高」という。）が六メートル未満の平家建てとし、かつ、その床を地盤面以上に設けること。ただし、第二類又は第四類の危険物のみの貯蔵倉庫で総務省令で定めるものにあつては、その軒高を二十メートル未満とすることができる。

五〇八 (略)

九 貯蔵倉庫の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

十〇十五 (略)

2 屋内貯蔵所のうち第二類又は第四類の危険物（引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（貯蔵倉庫が平家建て以外の建築物であるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号の二まで及び第七号から第十四号までの規定の例によ

(屋内貯蔵所の基準)

第十条 屋内貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下この条において「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること

ができる。

(新設)

(新設)

(表略)

三・三の二 (略)

四 貯蔵倉庫は、地盤面から軒までの高さ（以下「軒高」という。）が六メートル未満の平家建てとし、かつ、その床を地盤面以上に設けること。ただし、第二類又は第四類の危険物のみの貯蔵倉庫で総務省令で定めるものにあつては、その軒高を二十メートル未満とすることができる。

五〇八 (略)

九 貯蔵倉庫の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

十〇十五 (略)

2 屋内貯蔵所のうち第二類又は第四類の危険物（引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（貯蔵倉庫が平家建て以外の建築物であるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号の二まで及び第七号から第十四号までの規定の例によ

るほか、次のとおりとする。

一～四 (略)

3～7 (略)

(屋外タンク貯蔵所の基準)

第十一条 (略)

一・一の二 (略)

二 屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、次のいずれかに該当するとき

は、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること（ロに該当する場合にあつては、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないこと）ができる。

イ 二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するとき。

ロ 耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたとき。

(表略)

三～十七 (略)

2～7 (略)

(屋外貯蔵所の基準)

第十六条 屋外貯蔵所（次項に定めるものを除く。）

の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、柵等を設けて明確に区画すること。

四 前号の柵等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ

るほか、次のとおりとする。

一～四 (略)

3～7 (略)

(屋外タンク貯蔵所の基準)

第十一条 屋外タンク貯蔵所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・一の二 (略)

二 屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること

ができる。

(新設)

(新設)

(表略)

三～十七 (略)

2～7 (略)

(屋外貯蔵所の基準)

第十六条 屋外貯蔵所のうち危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うものの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、さく等を設けて明確に区画すること。

四 前号のさく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ

れ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、次のいずれかに該当するとき

は、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること（ロに該当する場合にあつては、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないこと）ができる。

イ 第二類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下この条、第二十六条及び第二十九条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うとき。

ロ 耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたとき。

（表略）

五・六（略）

2 屋外貯蔵所のうち塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で容器に収納しないで貯蔵し、又は取り扱うもの

の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一〇六（略）

（略）

4 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し

、又は取り扱う屋外貯蔵所については、総務省令で、第一項及び前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

5 第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が二十一度未満のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項及び前項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

（貯蔵の基準）

れ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第二類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下この条、第二十六条及び第二十九条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること

ができる。

（新設）

（新設）

（表略）

五・六（略）

2 屋外貯蔵所のうち塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で

貯蔵し、又は取り扱うもの（前項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、同項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一〇六（略）

（略）

3（新設）

4 第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が二十一度未満のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

（貯蔵の基準）

第二十六条 (略)

一〜四 (略)

五 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクの元弁（液体の危険物を移送するための配管に設けられた弁のうちタンクの直近にあるものをいう。）及び注入口の弁又は蓋は、危険物を入れ、又は出すとき以外は、閉鎖しておくこと。

六・六の二 (略)

七 移動貯蔵タンク及びその安全装置並びにその他の附属の配管は、裂け目、結合不良、極端な変形、注入ホースの切損等による漏れが起らないようにするとともに、当該タンクの底弁は、使用時以外は完全に閉鎖しておくこと。

八〜十 (略)

十一 屋外貯蔵所（第十六条第二項及び第四項に規定する屋外貯蔵所を除く。）においては、危険物は、総務省令で定めるところにより容器に収納して貯蔵すること。

2 十一の二〜十二 (略)

(略)

第二十六条 法第十条第三項の危険物の貯蔵の技術上の基準は、前二条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクの元弁（液体の危険物を移送するための配管に設けられた弁のうちタンクの直近にあるものをいう。）及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外は、閉鎖しておくこと。

六・六の二 (略)

七 移動貯蔵タンク及びその安全装置並びにその他の附属の配管は、さけめ、結合不良、極端な変形、注入ホースの切損等による漏れが起らないようにするとともに、当該タンクの底弁は、使用時以外は完全に閉鎖しておくこと。

八〜十 (略)

十一 屋外貯蔵所 においては、第十二号に定める場合を除き、危険物は、総務省令で定めるところにより容器に収納して貯蔵すること。

2 十一の二〜十二 (略)

(略)